30年飛び級 基本編　第26講『お金の置き場所は、4つの駅でできている』の付録

お金の置き場所　4つの駅

「先に払う」「同時に払う」「あとで払う」「ふやす」。お金の置き場所は、この4つの駅で見ると分かりやすくなります。

1 先に払う

前払い

たとえば

交通系ICカード・プリペイドカード・スマホ決済へのチャージ

何歳から

小中学生から使う人もいる（年齢の条件はサービスごと。親の同意が要ることがある）

お金の出どころ

先に入れておいたお金

気をつけること

入れた分までしか使えない

2 同時に払う

デビット

たとえば

デビットカード（銀行の口座とつながったカード）

何歳から

15歳以上（中学生を除く）が多い。16歳以上のところもある。口座は、15歳以上なら本人が手続きできる銀行がある（それより下は親が手続きする）

お金の出どころ

自分の口座の残高（使ったその場で引き落とし）

気をつけること

残高までしか使えない。不正に使われたときの補償には条件がある

3 あとで払う

クレジット・後払い

たとえば

クレジットカード・スマホ端末の分割払い・後払い決済

何歳から

18歳以上。ただし高校生を除くのが一般的（各社の条件で、法律の決まりではない）

お金の出どころ

カード会社がいったん立て替えたお金（借りているのと同じ）

気をつけること

分割・リボは手数料がかかる（実質年率18.00%にしたカード会社の例・2026年10月1日の利用分から）。払いが遅れると、記録が契約が終わってから5年残る。スマホ端末の分割もクレジット

4 ふやす

証券口座・NISA

たとえば

証券口座・NISA口座

何歳から

いまは「その年の1月1日に18歳以上」。2027年1月から0〜17歳も（未成年NISA）

お金の出どころ

自分のお金を、値動きのあるものに回す（預金ではない）

気をつけること

0〜17歳のNISAは、つみたて投資枠だけ・年60万円まで・全体で600万円まで・原則として払い出せない（手続きと管理は親など）

18歳で変わること

18歳は大人。親の同意がなくても1人で契約でき、そのかわり、18歳になったあとに結ぶ契約では「未成年だから」という理由での取り消し（未成年者取消権）は使えない。

10,250件　2025年度に18歳・19歳から寄せられた消費生活相談（2021年度以降で最多）

絶対にやってはいけないこと

自分の口座やカードを、売る・貸す・あげる。2026年7月10日から**3年以下の拘禁刑か500万円以下の罰金**（両方のことも）。頼まれてお金を送るだけの「送金バイト」にも罰則ができた（2年以下の拘禁刑か300万円以下の罰金）。新しい口座が作れなくなったり、売った口座が止められたりすることがある（全国銀行協会）

預金は守られる

銀行が破綻しても、預金は元本1,000万円までとその利息が守られる（預金保険。1人・1つの銀行ごと。利息の付かない決済用の預金は全額）。

困ったら　188（消費者ホットライン）・#9110（警察相談専用電話）

第26講を読む

主な出典：金融庁（NISA・預金保険）・日本証券業協会・犯罪による収益の移転防止に関する法律（e-Gov）・国民生活センター・各銀行とカード会社の公式の案内（年齢の条件・手数料率）・指定信用情報機関CIC。どの銀行・カード・証券会社がよいかは書いていません。2026年10月20日に確認。使うときは必ず最新の公式の情報を確かめてください。　秋元進吾（akimo10shin5.com）